

釜石地方振興局長告示第9号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第133条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成19年6月1日

釜石地方振興局長 海野 伸

介護保険事業所 番号	事業所の名称		事業所の所在地	変更年月日
	変更前	変更後		
0371100108	アイリスケアセンター 釜石	ニチイケアセンター 釜石	釜石市中妻町一丁目12番2号	平成19年4月 1日
0371100496	アイリスケアセンター 釜石大町	ニチイケアセンター 釜石大町	釜石市大町一丁目8番6号明治中央 ビル1階	〃
0372900019	ゆーらっぷ在宅介護 支援センター	ゆーらっぷ居宅介護 支援事業所	上閉伊郡大槌町吉里吉里第32地割18 番地25号	〃